

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公告します。

平成23年9月9日

京都市長 門川 大作

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「京都市保育所入所選考システム」構築業務

(2) 業務内容

パソコン端末（OS 環境：Windows XP）において、年間約3万件の保育所入所申込者の管理が可能な「京都市保育所入所選考システム」（以下「選考システム」という。）を構築するため、以下の業務を委託する。

ア 選考システムの基本仕様書及び詳細仕様書の作成

イ 選考システムの開発

ウ 選考システムの初期設定（市内16箇所）

エ 選考システムの操作マニュアルの作成

オ 選考システムの操作対象者研修の実施

カ 選考システムの初期設定後のサポート

なお、詳細は、「京都市保育所入所選考システム」構築委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約日から平成23年11月30日まで。

2 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、選考システム構築後のサポート体制及びセキュリティ確保の必要性から、以下の要件を満たすことを条件とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されて

いる者、若しくは本市のシステム開発又は保守管理に従事した実績がある者。

- (2) 申請日からプロポーザル開催日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) システム開発に従事する技術者（派遣社員を除く。）を常時5名以上雇用していること。ただし、当該技術者のうち、5年以上のシステム開発の経験を有する者が2名以上含まれること。
- (4) 選考システムに関して、対応可能な技術者と常時連絡が取れる体制が構築できること。また、本市からの要請があった場合は、2時間以内に技術者を本市保育課又は本市の指定する福祉事務所へ派遣することを内容とする保守契約の締結が可能であること。
- (5) 「京都市個人情報保護条例」、「京都市電子計算機処理データ保護管理規程」、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」及び「電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書」を順守できること。
- (6) 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定されている場合は、複数業者による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を形成し、契約は、事業者側で定めた代表幹事業者と本市の間で締結する。また、契約を締結するまでに、契約の履行に当たる事業者及び業務分担等を明示した本市指定の「コンソーシアム協定書」を提出すること。

なお、代表幹事業者は、上記(1)～(4)の要件を満たしていること。

3 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、「京都市保育所入所選考システム」構築委託業務プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提案先）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地 1

井門明治安田生命ビル 3階

京都市保健福祉局子育て支援部保育課 企画担当

電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950 E-mail hoiku@city.kyoto.jp

(2) 必要書類の交付

プロポーザルに必要な書類等を次のとおり交付する

ア 交付期間：平成23年9月9日（金）から9月15日（木）まで

（土曜日・日曜日を除く午前9時から午後5時まで。）

イ 交付場所：3(1)に同じ

ウ 交付書類：仕様書，提案書記載事項説明書及び審査基準

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加するものは，次に示すところにより，参加表明書を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) コンソーシアムを形成して参加する場合は，各業者の役割分担が分かる資料（様式は任意とする。）

イ 提出期限：平成23年9月16日（金）午後5時（必着）

ウ 提出場所：上記(1)のとおり

エ 提出方法：持参又は郵送により提出するものとする。

(4) 提案書記載事項説明書等に対する質問期限及び回答

ア 質問期限：平成23年9月16日（金）午後5時（必着）

質問期限以降の質問は，一切受け付けない。

イ 質問方法：様式は自由とするが，質問事項を記載した文書データを電子メールにより，上記(1)まで提出するものとする。コンソーシアムの場合は，代表幹事業者からの質問のみを受け付け，コンソーシアムの構成員からの質問は一切受け付けない。

ウ 回答予定日：平成23年9月22日（木）

エ 回答方法：参加表明書を提出した業者に対して，質問と回答を郵送又は電子メールにより配信する。ただし，質問によっては，当該内容を要約したうえで回答し，又は回答しない項目もある。

(5) プロポーザル説明会

参加表明書を提出した企業のうち，「2 プロポーザルの参加資格」を満たしている

業者に対して、プロポーザル説明会を実施する。開催日時、開催場所については、別途通知する。

(6) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書（指定様式のもの）

イ 提出部数 各5部

ウ 提出期限 平成23年9月26日（月）午後5時（必着）

エ 提出場所 上記(1)のとおり。

オ 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

(7) その他

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ 失格となる見積書

見積書に記載された価格が、事前に本市が定める最低基準価格を下回る場合には失格とする。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

エ その他

(ア) 全ての提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (カ) 提出された企画提案書に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。
ヒアリングを実施する場合には、対象者にヒアリングの日時及び場所を別途連絡する。

4 企画提案書に関するプレゼンテーション

- (1) 提出された企画提案書の内容について、提案者にプレゼンテーションを実施する機会を設ける。プレゼンテーションの日時、場所は、別途通知する。
- (2) プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

5 審査基準

(1) 提案仕様の評価

- ア 企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案仕様の内容の評価し、「仕様評価点」を与える。
- イ 「仕様評価点」は70点満点とする。

(2) 見積価格の評価

- ア 「3 見積価格の評価」に定める計算式に基づいて算出した「価格評価点」を与える。
- イ 「価格評価点」は30点満点とする。

(3) 受託者の決定方法

- 「仕様評価点」及び「価格評価点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託者とする。

(4) 有効数字

- 「仕様評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- ア 「仕様評価点」及び「価格評価点」が異なる場合は、「仕様評価点」が高い者を受託者とする。

イ 「仕様評価点」及び「価格評価点」が同じ場合は、配点を設定した評価項目ごとの得点の平均点が高い者を受託者とする。

ウ 上記の方法により、受託者が決定しないときは、選定委員会の協議により受託者を決定する。

6 予算上限額

(1) 見積額には、システム構築費、ソフトウェアの調達費（本市が別途指定する経費を除く。）、システムの初期設定費（市内16箇所）、操作マニュアル作成費、操作研修費用を含むものとする。

(2) (1)の見積に関する予算上限額については、次のとおりとする。

ア 予算上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 注意事項

予算上限額を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約締結前に、参加資格を満たしている者が資格を喪失した場合は、失格とする。

(3) その他留意事項

詳細は、仕様書及び提案書記載事項説明書による。

(4) 本公告に関する問合せ先 3(1)に同じ。

(保健福祉局子育て支援部保育課)